

# かつらぎ町町民農園使用上の注意

## 1. 使用上の制限

- ①使用を許可された区画以外の区画を使用しないでください。
- ②建物又は工作物を設置しないでください。
- ③栽培する農作物は、高さがおおむね2メートル以内の露地栽培の作物で、使用許可期間内に栽培が終了するものに限ります。
- ④営利を目的とした行為をしないでください。
- ⑤土石、竹木等の物件を堆積しないでください。
- ⑥はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示しないでください。
- ⑦栽培管理を怠らないとともに、除草や草刈りをこまめに行う等、周辺環境にも配慮して美化に努めてください。
- ⑧使用区画を他人に転貸したり、権利を譲渡したりしないでください。

## 2. 区画の使用について

- ①農機具、資材等は各自用意をしてください。
- ②ゴミは各自で持ち帰ってください。
- ③トイレは近くの公共施設をご利用ください。ご利用の際は、施設内に土等を持ち込まないように注意してください。
- ④自動車等は所定の場所に駐車してください。
- ⑤病害虫が発生した場合は、至急、企画公室に連絡してください。
- ⑥農薬の使用は極力控えてください。農薬を散布する場合は、隣接区画に十分配慮してください。
- ⑦火気は使用しないでください。
- ⑧お子さま連れの方は、お子さまから目を離さないようにしてください。
- ⑨他の使用者に迷惑のかかる行為は慎んでください。

## 3. 農園を途中で使用できなくなった、あるいは使用取消しの場合

- ①農園を途中で使用できなくなった場合は、企画公室へ「かつらぎ町町民農園使用取りやめ届」を提出してください。
- ②「使用上の制限」に違反したり、他の使用者に迷惑をかける場合は勧告を行い、是正されないときは、使用を中止させていただきます。
- ③上記①②の場合、使用料は原則として返金することはできません。
- ④上記①②の場合により耕作を中止するときは、除草するなど区画を元の状態に回復させたくうえで返却してください。

## 4. その他

- ①かつらぎ町は、自然災害、病害虫、盗難、鳥獣被害、いたずら、駐車場の事故等による栽培作物の損害及び物品盗難、使用者間のトラブル等について、明らかな管理上の瑕疵が認められる場合を除き、一切その責任を負いません。

## 5. 問い合わせ先

かつらぎ町役場 企画公室 まちづくり推進係  
TEL 0736-22-0300（内線：2211）